

【法人のお客さま向け】 複数契約の保険料を合算した口座振替開始について

法人を契約者とするご契約（以下、法人契約）に関しまして、保険料振替口座が同一の契約が複数ある場合、下記のとおり複数契約の保険料を合算した口座振替を開始します。

（2025年4月28日（月）口座振替分より）

現在

ご契約ごとに口座振替を実施

契約A	契約B
保険料10,000円	保険料20,000円

口座振替

*通帳にはご契約ごとに印字

口座振替

2025年4月28日以降

保険料を合算して口座振替を実施

契約A	契約B
保険料10,000円	保険料20,000円

合算（30,000円）して口座振替

*通帳には1行で印字

1. 対象となるご契約

法人契約、かつ、同一口座からの保険料振替が複数件あるご契約

*2025年4月1日（火）以前にご契約された法人契約も対象となります。

*個人事業主契約は対象外です。

2. お手続き

お手続きは不要です。

*法人契約をご契約されている場合、自動的に保険料を合算した口座振替となります。

3. ご留意事項

- ・口座振替日において、指定口座の残高が払い込むべき保険料（2件以上の場合は合算した保険料）に満たない場合は、合算対象となったすべてのご契約の口座振替ができません。
- ・その場合、翌月の口座振替日に、振り替えできなかった金額も含め、合算した保険料を振り替えます。

4. 保険料を合算した口座振替を希望されない場合

ご契約者さま（法人代表者さま・保険管理担当者さま※）より下記コールセンターにご連絡ください。（変更後の口座振替は、原則ご連絡の翌月からの開始となります。）

※保険管理担当者さま：役員・経理・総務・事務等で法人契約を管理されている方

メディケア生命コールセンター 電話番号：0120-315056

受付時間：平日9:00～18:00/土日9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

5. 「生命保険料口座振替約定」について

2025年4月に「生命保険料口座振替約定」（下記参照）を新設し、既にご契約されている法人契約を含め全ての法人契約に適用します。

生命保険料口座振替約定

保険契約者である私(以下、「私」といいます。)は、以下の条項を了承のうえ、生命保険料を口座振替によりメディケア生命保険株式会社(以下、メディケア生命)に払い込みます。

- 1 メディケア生命は収納代行会社「株式会社シーエスエス(CSS)」を通じて口座振替を行います。通帳には「CSS(メディケア生命)」と表示されることを了承します。
- 2 私が払い込む保険料は、振替日(毎月27日。当日が金融機関休業日の場合は翌営業日)に指定口座からの振替により払い込みます。払い込む保険料の金額は振替日の前日までに指定口座へ入金します。
- 3 法人契約において、同一の指定口座から貴社の2件以上の契約の保険料を振り替える場合は、すべて合算して振り替えることを了承します。
- 4 この口座振替によって払い込んだ保険料について領収証が発行されないことを了承します。
- 5 振替日において、指定口座の残高が払い込むべき保険料(2件以上の貴社生命保険契約の場合は合算された保険料)の金額に満たないとき、または取扱金融機関、指定口座などが不明等の事由で振替不能となった場合は、私に通知することなく保険料の払込みがなかったものとして取り扱われても差しつかえありません。
- 6 払込期月の振替日において、振替ができなかった保険料は、その翌月の振替日に指定口座からの振替により払い込みます。ただし、月払契約については翌月分の保険料とあわせて振り替えられても差しつかえありません。
- 7 払込期月の翌月の振替日において、払い込むべき保険料の振替ができなかった場合は、口座振替の取扱いを停止されても差しつかえありません。
- 8 私の都合により口座振替の取扱いを中止する場合は、貴社に通知のうえ、以後の保険料の払込方法は、貴社の定める方法に変更する手続きをとります。
- 9 私と指定の預金口座の名義人が別人であっても、保険契約上の責任は保険契約者である私が負います。
- 10 私が取扱金融機関・指定の預金口座などを変更する場合には、あらかじめ貴社に通知のうえ、定められた手続きをとります。
- 11 この約定にない事項については普通保険約款の規定が適用されることを了承します。